企画旅行条件書

●募集型企画旅行●受注型企画旅行●

この「企画旅行条件書」は、旅行業法等に基づき、当社がお客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部になります。お申込みに関してはパンフレット、企画書面及び本「企画旅行条件書」を充分にご理解いただきますようお願い申し上げます。

産經新聞開発株式会社
（観光庁長官登録旅行業第1554号）
（一社）全国旅行業協会保証会員
〒556-0017
大阪市浪速区湊町2−1−57
総合旅行業務取扱管理者／目時康守
【http://www.esankei.com】

サンケイツアーズ
TEL.06-6633-5931
FAX.06-6633-2734

旅行条件書

この旅行条件は産経新聞開発株式会社が企画する旅行に適用となります。
お申し込みの際はパンフレット、企画書面及び本ご旅行条件書を充分にご理解ください。
※本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

第1条　企画旅行契約

(1)募集型企画旅行契約
　この旅行契約は、産経新聞開発株式会社(以下「当社」といいます)が、お客様を募集する為にあらかじめ、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることのできる運送または宿泊のサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
(2)受注型企画旅行契約
　この旅行契約は、当社が、お客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容並びに当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。
(3)日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着に船舶を利用する旅行を除きます。)であって、パンフレット上にその旨を記載した旅行については、当社クルーズ船を利用する海外旅行に適用する旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社クルーズ約款」といいます。)によります。
(4)旅行契約の内容は、当社がお渡しするパンフレット、企画書面、本旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部又は受注型企画旅行契約の部)によります。
(5)当社は提携するクレジット会社(以下「提携会社」といいます)の、当社との提携カード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みをお受けする契約(以下「通信契約」といいます)を締結することがあります。「本旅行条件書23条　通信契約」もあわせて御確認ください。

第2条　旅行の申し込みと旅行契約の成立時期

(1)当社又は当社の受託営業所にて(以下「当社ら」といいます)、当社所定の御旅行参加申込書に所定の事項をご記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが予約の承諾をし、申込金を受領した時に成立するものとします。
(2)当社らに通信契約の申し込みをご希望される場合は、前項の規定にかかわらず、申し込み希望のコース名、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下「会員番号等」といいます)を当社に通知していただきます。
(3)当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による企画旅行契約の予約申し込みをお受けすることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前項、前々項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出もしくは会員番号等の通知をしていただきます。この期間内に申込金の支払いがされない場合もしくは会員番号の通知がされない場合は、当社らは予約がなかったものとして取り扱います。
(4)企画旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、また電話によるお申込みの場合は、本条(3)により申込金を当社らが受理したときに成立いたします。
(5)通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立いたします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものと致します。
(6)申込金

旅行の種別	旅行代金区分	申込金(お一人様あたり)
国内旅行	20,000円未満	5,000円以上旅行代金まで
	20,000円以上50,000円未満	10,000円以上旅行代金まで
	50,000円以上100,000未満	20,000円以上旅行代金まで
	上記に該当しない場合	
海外旅行		

(7)お申し込み段階で満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様がウェイティングの状態でお待ち頂ける期限を確認したうえで、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社らは、申込金を申し受けます。ただし、「当社から予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期間までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。尚、振込による払い戻しの場合、振込手数料はお客様ご負担になります。
(8)本条(7)の場合で、ウェイティングコースの契約の成立は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

第3条　お申し込み条件

(1)20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2)企画旅行の参加に際し特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
(3)通信契約を御希望の場合であって、お客様の有する提携クレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等の一部又は全部を弁済できない場合は、企画旅行契約の締結をお断りすることがあります。
(4)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
(5)障害・慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方はその旨旅行の申込み時にお申し付け下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方は医師の健康診断書を提出していただきます。この場合、旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせていただくか、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
(6)お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
(7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
(8)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
(9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
(10)その他当社の業務上の都合がある時には、お申し込みをお断りすることがあります。
(11)同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定め、企画旅行契約の申し込みをされた場合、当社は当該契約責任者をお客様構成員すべての契約締結に関する代理権を有しているものとみなし、当該契約に関する取引は契約責任者との間でおこないます。しかし当社は、契約責任者とお客様構成員との間の債務、義務について、なんらの責任を負うものではございません。

第4条　契約書面と確定書面(最終旅行日程表)

(1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。
　契約書面はパンフレット、企画書面、本旅行条件書、御旅行参加申込書控、予約確認書等により構成されます。
(2)確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名を記載した確定書面(最終旅行日程表)を遅くとも旅行出発日の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行出発日の10日前～7日前にはお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウイーク等の特定時期出発のコースでは、旅行出発日の前日までにお渡しすることがあります。)ただし旅行出発日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に企画旅行の申し込みがなされた場合には、出発日当日までにお渡しします。お渡し方法には、郵送を含みます。
(3)当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前(2)の確定書面に記載するところに特定されます。
(4)当社はあらかじめお客様の承諾を得て、お客様にお渡しする旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法により、当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます)を提供することがあります。その場合当社はお客様の使用するファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

第5条　旅行代金のお支払

　旅行代金は出発日の前日から起算して、21日目にあたる日(以下「基準日」といいます)より前にさかのぼってお支払いただきます。または基準日以降のお申し込みの場合は、申込時点又は当社らの指定する期日までにお支払いいただきます。

第6条　お支払い対象旅行代金

(1)募集型企画旅行契約における「お支払対象旅行代金」とは募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」、「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。
(2)受注型企画旅行契約における「お支払対象旅行代金」とは企画広告又は企画書面に「企画料金として表示した金額」、「旅行代金として表示した金額」、「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。
(3)前2項の合計金額は、「申込金(第2条)」、「取消料・違約料(第15条)」、「変更補償金(第22条)」の金額算出の基準となります。

第7条　渡航手続と海外危険情報

(1)日本国籍の方の御旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ヴィザ)等の渡航手続及びこれらの残存有効期間の確認はお客様自身にて行っていただきます。ただし当社らは所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として手続きの一部代行を承ります。この場合当社らはお客様ご自身に起因する事由により、旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。
(2)お客様の旅行先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」http://www.forth.go.jp/にてご確認下さい。
(3)①お客様の旅行先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」http://www.anzen.mofa.go.jp/にてご確認ください。
　②御旅行の申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し、または解除することがあります。その場合は旅行代金の変更(解除の場合は全額返金)いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとられると判断した場合、旅行を催行することがあります。この場合、お客様が旅行をお取りやめになると当社は所定の取消料を申し受けます。

第8条　旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃(コースによっては等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります)。
(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間および都市間の移動バス料金。旅行日程に「お客様負担」を表記してある場所を除きます)。
(3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金等)。
(4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び宿泊にかかる税、サービス料(別途明示する場合を除き複数定員のお部屋に定員人数の宿泊を基準と致します)。
(5)旅行日程に明示した食事の料金(ただし、機内食、飲み物代はふくまれません)、税、サービス料
(6)団体行動中の心付。
(7)添乗員付きコースの添乗員の同行費用。
(8)パンフレット等で「○○付」等と表示されているものの経費。
*上記諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

第9条　旅行代金に含まれないもの　第8条記載以外のものは原則として旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)。
(2)クリーニング代、　電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
(3)傷害、疾病に関する医療費。
(4)渡航手続き関係諸費用(旅行印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続き代行料金)。
(5)お客様のご希望によりお一人部屋を使用する場合の追加代金。
(6)希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金。
(7)日本国内の空港施設使用料。
(8)日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税。
(9)旅行日程中の空港税、出国税及びこれに類する諸税。
(10)航空会社がが設定する燃油特別付加代金。
(11) 日本国内におけるご自宅から集合地・解散地間の交通費、宿泊費。

第10条　追加代金

第6条でいう「追加代金として表示した金額」の一部を例示いたします。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)
(1)お部屋の等級アップに関する「グレードアップ追加代金」。
(2)お一人部屋をご利用される場合の追加代金。
(3)「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
(4)「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
(5)そのほかパンフレット等で「○○追加代金」と称するもの。

第11条　割引代金

第6条でいう「割引代金として表示した金額」の一部を例示いたします。(あらかじめ割引後の旅行代金を設定している場合を除きます)
(1)海外旅行の場合、満2～11歳のお客様が参加する際の子供割引料。
(2)その他のパンフレット等で「○○割引代金」と称するもの。

第12条　旅行契約内容の変更

　当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が関与し得ないものである理由及び当事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

第13条　旅行代金の額の変更

　当社は旅行契約締結後であっても、次に揚げる事由により、旅行代金、追加代金及び割引代金の変更をすることがあります。
(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて増額あるいは減額された場合においては、当社はその増額あるいは減額される範囲内で旅行代金の額を増額あるいは減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2)当社は前項の定める適用運賃・料金の減額がなされる場合は、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
(3)第12条に記載した事由により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容変更の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。
(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。たとえば、複数でお申込みいただいたお客様の一方が契約を解除したため他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

第14条　お客様の交替と氏名の訂正

(1)お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡す事ができます。ただしこの場合は、当社所定の用紙に所定の事項をご記入の上、当社らに提出していただきます。この際、交替に要する手数料として2万円をいただきます。また旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、交替をお断りする場合があります。
(2)御旅行参加申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社はお客様の交替の場合に準じて本条(1)のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

第15条　旅行契約の解除・払い戻し

(1)旅行開始前の解除
　①お客様の解除権
　ア.お客様は、いつでも次の表に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社又は旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。